

「人間関係士（初級）」資格認定細則

（目的）

第1条 人間関係士資格認定制度規則第3条による「人間関係士（初級）」資格要件は、本細則の定めるところによる。

（資格要件）

第2条 資格認定を申請できるのは、以下の要件を満たす者とする。

(1) 人間関係士養成教育協力校（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）で、所定の科目を履修し、必要単位を修得し、かつ、指定された演習等の研修を受講した学生。

(2) 人間関係士養成教育協力機関で学修修了認定を受け、かつ、指定された研修を受講した者。

(3) 人間関係士養成教育協力機関に準ずる研修会等で、同等の研修を受講した者。

（必要単位）

第3条 第2条(1)の所定の科目と必要単位は以下のとおりである。

(1) 「人間関係の基礎」を含む、講義・演習2科目。

(2) 講義・演習科目については、養成教育協力校から申請された科目を、認定審査員会で審査する。

（研修）

第4条 第2条(2)の指定された研修は、人間関係に関する講座・演習（2日：10時間相当）とする。

（研修会）

第5条 第2条(3)の人間関係士養成教育協力機関に準ずる研修は、人間関係士（上級）資格を有する学会員が主催する研修会とする。

（細則の改廃）

第6条 本細則の改正は、一般社団法人日本人間関係学会理事会での審議と承認により理事長が決定する。

附則

この細則は、2017（平成 29）年 8 月 6 日から施行する。